

令和8年度 障害福祉サービス事業者等 集団指導講習会（個別編）

生活介護

生活介護計画への標準的な支援時間の記載について

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課

説明する項目

- ・ 令和7年度運営指導において頻出した指導事項

令和7年度運営指導において頻出した 指導事項

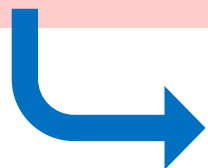
“標準的な支援時間”が生活介護計画へ記載されていない。

令和6年度の報酬改定で、生活介護の報酬は、障害支援区分や利用定員規模に加え、サービス提供時間ごとに基本報酬が設定されています。

⇒実際に要した時間ではなく

「生活介護計画に定めた標準的な支援時間」

＜留意事項通知（平18障発1031001 第二の2(6)②）＞から



しかしながら、作成されている生活介護計画に、支援時間を記載していない事業所が多くありました。

“標準的な支援時間”の生活介護計画への記載

生活介護計画の作成の際

生活介護計画に“標準的な支援時間”を記載してください。

(別添)					
利用者氏名：		個別支援計画書		作成年月日： 年 月 日	
利用者及び家族の生活に対する意向					
総合的な支援の方針					
長期目標 (内容・期間等)		支援の標準的な提供時間等 (曜日・頻度、時間) 生活介護は記入必須 (生活介護の記載例) ・サービス提供時間 4時間 ・送迎に係る配慮 1時間 ・障害特性に係る配慮 30分 ・送迎時の移乗等 30分 合計のサービス提供時間 6時間			
短期目標 (内容・期間等)					
○支援目標及び具体的な支援内容等					
項目	支援目標 (具体的な到達目標)	支援内容 (内容・支援の提供上のポイント等)	達成 時期	留意事項 (本人の役割を含む)	優先 順位

←※こちらは厚生労働省が定める個別支援計画書の参考様式です。

この様式で記載しなければならないというわけではありません。

各事業所で使用している計画様式に合わせて明示してください。

所要時間に応じた基本報酬を算定する際の留意事項について

・ 当日の道路状況や天候、本人の心身の状況など、やむを得ない事情により、標準的な支援時間よりも、実際の提供時間が短くなった場合

⇒ **「標準的な支援時間」に応じた区分で算定可能**

・ 居宅において介護を行う者等の就業その他の理由により、標準的な支援時間よりも、実際の提供時間が長くなった場合

⇒ **「実際の提供時間」に応じた区分で算定可能**

※ ただし、標準的な支援時間と、実際の提供時間が異なる状況が続く場合には、生活介護計画の見直しを検討してください。